

五條市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年1月7日(金) 午後1時30分～午後2時28分

2. 開催場所 五條市立中央公民館 3階大会議室

3. 農業委員

出席委員(18人)

議席番号	1番	西岡	直美	議席番号	10番	栗本	恵司
議席番号	2番	磯田	幸一郎	議席番号	11番	井上	伸浩
議席番号	3番	小松	禎史	議席番号	12番	新宅	一也
議席番号	4番	柏井	正樹	議席番号	13番	益田	吉博
議席番号	5番	岩倉	義調	議席番号	14番	北山	徹
議席番号	6番	土橋	洋二	議席番号	16番	辰己	清史
議席番号	7番	鍵矢	智民	議席番号	17番	和田谷	好司
議席番号	8番	松井	正昭	議席番号	18番	鶴田	和恵
議席番号	9番	泉澤	光生	議席番号	19番	吉田	丈子

欠席委員(1人)

議席番号 15番 吉田 正材

4. 農地利用最適化推進委員

出席委員(7人)

宇智地区	窪田	裕	北宇智地区	和田	全啓
宇智地区	石田	実	南阿田地区	福西	忠文
阪合部地区	仲山	明良	大阿太地区	北山	高嗣
北宇智地区	南	芳秋			

欠席委員(12人)

五條地区	池田	義美	賀名生地区	辰己	史子
野原地区	岩井	久和	白銀西地区	千切	重敏
野原地区	西辻	卓司	白銀北地区	東	秀一
牧野地区	辻井	博	宗脛地区	前田	壽郎
阪合部地区	西本	光治	白銀南地区	吉谷	昇
南宇智地区	小原	加代子	大塔地区	阪井	誠一
南宇智地区	芳田	良子			

5. 議事日程

第1	開会	
第2	会長挨拶	
第3	欠席委員の報告	
第4	署名委員の指名	
第5	審第1号 農地法第3条申請審議について	2件
	審第2号 農地法第4条第1項申請審議について	1件
	審第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項申請審議について	6件
	審第4号 農地・非農地の判断について	18件
	報第1号 農地法第18条第6項受理報告について	2件
第6	その他	

6. 農業委員会事務局職員

局長 横谷 隆仁	次長 上辻 敦司
主任 俵 真滋	辻 哲子

7. 会議の概要

事務局	<p>ただ今から令和4年第1回五條市農業委員会総会を開会致します。 携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードにさせていただきますようお願い致します。 それでは始めに、新宅会長からご挨拶をお願い致します。</p>
会長	<p><あいさつ></p>
事務局	<p>ありがとうございました。 それでは五條市農業委員会会議規則第7条により会長が議長となり議事進行することになっておりますので、会長よろしくようお願い致します。</p>
議長	<p>本日は、吉田正材委員さんが欠席です。 過半数が出席しておりますので、五條市農業委員会会議規則第12条により、総会は成立しております。 本日の議事録署名委員については、議席番号9番泉澤委員さん、10番栗本委員さんを指名させていただきますが、よろしいですか。</p>
委員	<p>(はい)</p>

議長	<p>それでは、よろしくお願ひ致します。 なお本日の会議書記は、俵主任を指名します。</p>
議長	<p>本日の案件は、〈 読み上げ 〉 以上、29件の審議をお願ひ致します。</p>
議長	<p>それでは審第1号 農地法第3条申請審議について、2件上程致します。 受付番号1番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号1番について説明致します。 議案書2ページをご覧ください。 受付番号1番につきまして、 申請地は、五條市岡町 番 地目：田 現況：田 m² 外1筆 合計面積 m²です。</p> <p>(譲受人) 五條市岡町 番地の 職業：農業 年齢： 歳</p> <p>(譲渡人) 大阪市中央区東平1丁目 番 号 奈良市朱雀5丁目 番 号</p> <p>本件は、贈与による所有権の持ち分を移転する申請です。 もともと4人の共有名義となっておりましたが、所有者の1人が昨年亡くなり、 相続手続き中で、その他の持ち分についても今回1人の名義に合せることにな りました。 申請地は、 どの に約200m付近に位置し、譲受人の さんの の裏にありま す。 譲受人の経営面積は m²で申請地では自家消費の野菜を栽培します。 ご本人の農作業歴は60年、ご本人が年間250日農作業に従事するほか、 が90日、 が90日程度従事されます。 農機具については、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1 脱穀機1台、乾燥機1台、軽トラ1台を所有しています。 周辺地域の関係性については、共有名義を単独名義にするだけで、これまでど</p>

おり耕作し、地域の農地の利用調整に協力しますとのことです。
以上です。

議長

それでは、窪田委員さん、説明をお願いします。

窪田委員

5日に さんから連絡をもらいまして、昨日、柏井さんと現場を確認してきましたが、今まで作った場所で何ら問題ありませんので、宜しくお願い致します。

議長

次に受付番号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号2番について説明致します。

申請地は、五條市火打町 番 地目：田 現況：畑 m²です。

(譲受人) 五條市火打町 番地

職業：会社員 年齢： 歳

(譲渡人) 五條市火打町 番地

本件は、贈与による所有権移転の申請です。

申請地は古くから、 さんとの間で口頭では譲り受けておりましたが、所有権を移転する手続きができていなかったため、今回正しく手続きを行うことになりました。

申請地は、 に200m付近に位置し、申請者の すぐ裏です。

譲受人の耕作面積は m²、申請地では自家消費の柿やミカンを栽培します。

ご本人の農作業歴は45年、ご本人が年間100日農作業に従事するほか、 が100日、 が150日程度従事されます。

農機具については、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン2台、トラック1台を所有しています。

周辺地域との関係については、申請地はこれまでどおり さんの管理で支障がなく、地域の農地の利用調整に協力しますとのことです。以上です。

議長

それでは、仲山委員さん、説明をお願いします。

仲山委員	<p>この土地は さんの家の裏になり、古くから さんが耕作されていた土地で、名義変更を行っていなかったということですので、何ら問題ありません。宜しく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、審第1号 農地法第3条申請の2件について、質疑に入ります。</p> <p>(発言無し)</p>
議長	<p>皆さん、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしで承認頂きました。ありがとうございます。</p>
議長	<p>次に審第2号 農地法第4条第1項申請審議について、3件上程致します。益田委員さんは、ご親族とご自身の関係議案がありますので、一時退室お願いします。</p> <p>(益田委員 別室へ)</p>
議長	<p>それでは事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号1番について説明致します。</p> <p>申請地は、五條市滝町 番 地目：山林 現況：畑 m² そのうちの m²でございます。</p> <p>(申請人) 五條市滝町 番地</p> <p>職業：農業 年齢： 歳</p> <p>本件は、急斜面を緩斜面に造成する一時転用申請です。</p> <p>申請地は、滝町でも 。近くに は があります。</p> <p>申請地は、五條市が所有する土地ですが、 、 されている土地です。</p>

より貸し出され、氏が開墾、耕作している土地になります。
工事の内容として、申請地の東側を削り、低い西側に盛土を行います。
外部からの土砂の搬入はありません。敷地内で土を均します。
許可後、1ヶ月程度で完了予定です。
整地後は、柿を栽培します。

資金計画については、と
で行います。融資手続きや補助事業の申告書の写しを確認しています。
なお本件転用に関して、所有者である五條市、滝町の代表者、隣接
する農地の地権者の同意が得られています。以上です。

議長

それでは福西委員さん、説明をお願いします。

福西委員

昨年、12月14日に氏所有の農地造成予定地の現場視察を行いました。
現場は、先ほど事務局から説明がありましたが、山林を開墾した所に柿の
木が既に植えているのですが、傾斜度が大きくて草刈りや収穫に手間がかかる
ため、造成して出来るだけ傾斜を小さくしたい。今まで、人力で行っていた場
所を出来るだけ機械化したい旨の説明を受けました。また、果樹の周りの隣接
地はほとんど氏所有で、所有以外の隣接する地権者の同意は得られ
ております。以上の点から特に問題はないと思います。
ご審議、宜しく願いいたします。

議長

次に受付番号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号2番について、説明致します。
申請地は、五條市久留野町 番 地目：田 現況：畑 m²
外1筆 合計面積 m²でございます。

(申請人) 五條市二見2丁目 番 号

職業：会社員（兼業農家） 年齢： 歳

本件は、農家住宅を建てるための転用申請です。
申請地は、の側にあり、申請人の
しています。
農林政策課の証明書により農用地区域外であることを確認しています。
農地区分は南東に農地が連坦しているため、第1種農地と判断されますが、既
存の集落に接続して、農業を営む上で必要な農家住宅として、許可対象になる

と県に事前確認を行っています。
建築行為に関しては、高田土木事務所の確認を受けた農家判定書の写しが添付されています。

転用の理由として、申請者が、のそばに農家住宅を構え、年間を通じて農業に携わっていくとのこと。

工事の内容として、鉄骨造2階建、延床面積120.93㎡の農家住宅を、許可後4カ月程度の工期で建築します。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、敷地内の配管を通じて南西のため池に放流されます。

資金計画については、予定で、を確認しております。

なお本件転用について、隣接する農地の地権者の同意、水利組合の同意が得られております。また転用許可申請の目的を忠実に履行し、隣地の農地に被害の及ぼさないよう責任を持つ旨、誓約書が提出されております。以上です。

議長

それでは南委員さん、説明をお願いします。

南委員

さんのが兼業で農業をされておられましたが、一昨年、亡くなられましたので、が跡を継いでやってくれるということです。先月、30日に泉澤委員と共に本人に説明してもらいました。何ら問題ないと思います。

議長

次に受付番号3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号3番について、説明致します。

申請地は、五條市八田町 番 地目：田 現況：田 ㎡
外17筆 合計面積 ㎡でございます。

(申請人) 五條市滝町 番地

職業：農業 年齢： 歳

本件は、農地改良の一時転用申請です。

申請地は、八田町の にあり、
200m付近に位置します。

事業内容として、効率の良い耕作を行うため、良質土を搬入し、低い土地に盛土を行い、隣接する18筆を1枚の農地に敷き均します。

農地造成後は野菜を栽培します。

	<p>所有権移転後、4条申請の農地改良事業を行います。</p> <p>譲受人は、五條市滝町 番地 歳 譲渡人は、五條市八田町 番地</p> <p>売買により、令和4年1月31日所有権を移転し、野菜を栽培します。</p>
事務局	<p>続いて受付番号2番について説明いたします。</p> <p>申請地は住川町 番 田 m²です。 住川町でも 寄り、 に位置し、 沿い にあります。</p> <p>譲受人は、五條市三在町 番地の 番地 歳 譲渡人は、大和高田市幸町 - -</p> <p>令和14年1月31日まで使用貸借権を設定し、水田として利用します。</p>
事務局	<p>続いて受付番号3番と4番が関連議案となります。</p> <p>申請地は、野原東1丁目 番 田 m²です。 に約200m付近に位置します。</p> <p>公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターを介して、 譲受人は、五條市野原中2丁目 番 号 歳 譲渡人は、五條市野原西2丁目 番 号</p> <p>令和9年1月31日まで使用貸借権を設定し、イタリアングラスを栽培します。</p>
事務局	<p>続いて受付番号5番、6番が関連議案となります。</p> <p>申請地は、霊安寺町の田が4筆、合計面積 m²です。 約200m付近に位置します。</p> <p>公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターを介して、 譲受人は、香芝市良福寺 番地の 歳 譲渡人は、五條市霊安寺町 番地</p>

令和14年3月31日まで使用貸借権を設定し、水田として利用します。

以上6件の申請は、市から提出されております農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号による農地利用集積計画の内容から、全ての農地を効率的に耕作すること、農作業に必要な従事者や農機具を有していることなど、農地の権利取得に必要な要件を満たしていると考えられます。以上です。

議長

益田委員の関連議案がありますので、一時、退出をお願いします。

(益田委員 別室へ)

それでは、6件の質疑に入ります。発言の有る方は挙手をお願いします。

(発言なし)

皆さんご異議、ご意見ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしにて承認いただいたものとして、審第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり承認した旨を農林政策課へ回答することを決定します。

議長

益田委員にはお戻りいただきます。

(益田委員 入室)

議長

次に、審第4号 農地・非農地の判断について、18件上程致します。
事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号1番から18番までまとめて説明させていただきます。
議案書の10ページから12ページにかけてとなります。
今回非農地判断の対象として挙げさせていただいたのは、夏の農地パトロールで確認されました農地として再生困難となっている場所です。
所有者には、農地台帳から除外手続きに入る旨、事前通知をさせていただきます

た。今回は所有者単位で18件、全34筆、合計面積16,575.91㎡を非農地としてご判断を願うものです。

承認後は、所有者に非農地判断通知書を送付し、法務局に地目変更を依頼します。また市税務課と奈良県への情報提供を行います。

現地の状況について、かけ足ですが、前の写真でご確認ください。

火打町 番 登記地目 田、現況 原野です。

火打町 番 登記地目 田、現況 原野です。

火打町 番 登記地目 田、現況 原野です。

表野町 番 登記地目 田、現況 山林です。

火打町 番 登記地目 田、現況 原野です。

火打町 番 登記地目 田、現況 原野です。

田殿町 番 登記地目 田、現況 原野です。

田殿町 番 登記地目 田、現況 原野です。

上野町 番 登記地目 田、現況 原野です。

上野町 番 登記地目 田、現況 原野です。

御山町 番 登記地目 田、現況 山林です。

御山町 番 登記地目 田、現況 山林です。

御山町 番 登記地目 田、現況 山林です。

ページ変わりました11ページ。

丹原町 番 登記地目 田、現況 原野です。

丹原町 番 登記地目 田、現況 原野です。

丹原町 番 登記地目 田、現況 原野です。

霊安寺町 番 登記地目 田、現況 山林です。

霊安寺町 番 登記地目 田、現況 山林です。

霊安寺町 番 登記地目 田、現況 山林です。

霊安寺町 番 登記地目 田、現況 原野です。

霊安寺町 番 登記地目 田、現況 山林です。

ページ変わりました12ページ。

霊安寺町 番 登記地目 田、現況 山林です。

原町 番 登記地目 畑、現況 山林です。

島野町 番 登記地目 田、現況 原野です。
 島野町 番 登記地目 畑、現況 原野です。
 上之町 番 登記地目 田、現況 山林です。以上です。

議長

それでは18件の質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長

皆さん、異議ありませんか。

(異議なし)

議長

それでは全員異議なしとして、審第4号農地・非農地の判断について、原案のとおり現況は非農地であると判断し、その旨を所有者、法務局等に通知することとします。

議長

次に報第1号農地法第18条第6項通知受理報告について、2件上程致します。事務局から報告をお願いします。

事務局

受付番号1番について説明致します。

届出地は、五條市六倉町 番 地目：田 現況：田 m²
 外2筆 合計面積 m²です。

(賃貸人) 五條市田園5丁目 番地の
 被相続人 相続人代表

(賃借人) 五條市六倉町 番地

令和3年11月30日に賃貸借権の合意解約の通知を受理いたしました。
 合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しが行われた日は、令和3年11月16日付となっております。

続いて受付番号2番になります。

届出地は、五條市東阿田町 番 地目：田 現況：雑種地 m²です。

(賃貸人) 五條市東阿田町 番地

(賃借人) 五條市東阿田町 番地の の

令和3年12月13日に賃貸借権の合意解約の通知を受理いたしました。

合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しが行われた日は、令和3年12月13日付となっております。

以上、報告となります。

議長

それでは以上で、本日の議案の審議すべて終了いたしました。
その他、何かご発言があれば挙手をお願い致します。

事務局から何かありますか。

事務局

(研修会の案内)

議長

他にないでしょうか。

それではこれで、令和4年第1回定例総会を終了します。

次回、令和4年第2回定例総会は、2月10日 木曜日 中央公民館で行います。

よろしく申し上げます。

以上が令和4年1月7日 第1回五條市農業委員会定例総会の顛末である。

五條市農業委員会会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____